

「特定秘密保護法案」に対する日高教の意見表明（パブリックコメント）

2013年9月5日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

以下の理由で「特定秘密保護法案」に強く反対します。

第1に、この法案では国民の知る権利が広範囲に制限され、さらに取材や報道の自由も奪われて、国家権力の暴走を招きかねないことです。秘密保護の対象となっている外交、防衛などは国民の生命の安全と利益に直接かかわることだからこそ、国民の知る権利が保障されなければならないと考えます。それが保障されてこそ、国民の判断も可能になるからです。

第2に、この法案では秘密保護の内容にかかわる国民の世論や運動を抑圧することにつながりかねないことです。今日、外交、防衛などにかかわっては、日本国憲法の諸原則との関係で、国民の間には多種多様な意見がありますから、様々な運動が起こっています。これらは、憲法で保障された思想・良心の自由、表現の自由などで、すべての国民に保障された権利にもとづくものです。特定秘密保護を口実に、そうした運動に制約や圧力がもたらされることになれば、憲法違反の重大な人権侵害に他なりません。

第3に、特定秘密保護法案が出されてくる背景に、憲法9条などを中心とした憲法「改正」で日本を「戦争できる国」にするねらいが明らかに見えるからです。安倍政権の与党・自民党は、昨年、「憲法改正草案」を発表しましたが、そこには、憲法9条を「改正」して「国防軍」という名の軍隊を設置し、交戦権を付与することとなっています。安倍政権は今、まさにその方向で動きを強めています。また、政府は憲法「改正」以前でも、歴代政権が踏襲してきた「現憲法の下では集団的自衛権の行使はできない」との立場を転換しようとしています。仮に、集団的自衛権の行使を「合法化」し、憲法を「改正」して日本が戦争することになれば、特定秘密保護法のもとで、国民が戦争に反対することや、言論・報道機関の報道や論評そのものが禁止の対象となり、取り締まりの対象となることは、容易に想像されることです。

これまで述べてきたように、政府がすすめようとしている秘密保護法制定は、国家権力が国民や言論・報道機関の口を封じ、運動を弾圧する根拠になるものであり、民主主義の根幹を揺るがすものです。その意味で、この法案は、戦前の軍国主義勢力が侵略戦争を拡大するために「治安維持法」を制定し、最高刑の「死刑」をもって、国民や言論・報道機関を徹底的に弾圧したことを想起させるものです。「秘密保護法」の類は、まさに暗黒の社会をつくり出して戦争を遂行する手段となるものであり、その制定は絶対に許されないものです。

以上を述べて、「特定秘密保護法案」の撤回を強く求める意見表明といたします。